

## 建設経済常任委員会会議録

- 1 日 時 平成28年6月17日(金)  
午後0時56分～午後1時21分
- 2 場 所 議員協議会室
- 3 出席委員 委員長 及川 秀一 副委員長 大友 康信  
委員 齋 浩美 委員 荒川 洋平  
委員 小野 泰弘 委員 相澤 祐司  
委員 菊地 忍
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため出席をした者の職氏名 生活経済部長 熊谷克彦  
建設部長 小久保義博  
震災復興部長 手嶋日出彦  
震災復興部次長兼相澤幸也  
復興まちづくり課長  
商工観光課長 大久保啓二  
土木課長 山田 隆  
生活経済部企画員兼浅野美保子  
商工観光課長補佐兼  
企業誘致係長  
建設部企画員兼馬場浩一  
土木課長補佐兼  
復興まちづくり課郷内秀稔  
復興住宅班長  
土木課宇津井亮  
庶務・管理係長兼  
地籍調査係長

6	事務局職員	事務局	局長	今野博幸
		主査		高橋一暢
		主事		後藤法子

## 7 付議事件

- (1) 議案第57号 名取市東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例
- (2) 議案第58号 名取市営住宅設置条例の一部を改正する条例
- (3) 議案第72号 市道路線の廃止について
- (4) 議案第73号 市道路線の認定について
- (5) 陳情第5号 農道高館16号線の拡幅改良整備に関する陳情
- (6) 陳情第6号 今も将来も、生命にかかわる電磁波被曝から地域住民の健康と安全を守り、安心して暮らせる環境を次世代に継承するための「名取変電所・電磁波軽減対策」を求める陳情

午後0時56分 開会

○委員長（及川秀一） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから建設経済常任委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

委員会条例第19条の規定により、生活経済部長、建設部長、震災復興部長及び担当課長等の出席を求めていますので、報告いたします。

次に、本日の会議に係る一切の資料をお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。

それでは、付託議案の審査に入ります。

初めに、議案第57号 名取市東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。菊地 忍委員。

○委員（菊地 忍） 名取市閑上水産加工団地整備地区第1期と同じように第2期も指定するというので、今後、東エリアや産業エリアなどが予定されていますが、順に指定していくのかどうか伺います。

○委員長（及川秀一） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（大久保啓二） 用途が決まり次第、復興の進捗にあわせて、周辺環境に配慮しながら緩和を実施していきたいと考えています。

○委員長（及川秀一） ほかにありませんか。菊地 忍委員。

○委員（菊地 忍） 第1期とあわせて第2期も第4種区域に追加となっています。津波で甚大な被害を受けたエリアをあえて緑地割合が一番小さい第4種区域としたのはなぜでしょうか。私は緑が多いエリアの方がいいかと思うのです。第4種区域に指定する理由を改めてお聞きします。

○委員長（及川秀一） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（大久保啓二） 今回追加した第2期について、災害危険区域

にも指定されており、緑地割合を緩和しても周辺地域にあまり影響がないことと、また、貞山運河に桜の植樹なども計画されており、居住区域と非居住区域の間に一定規模の緑地の配置が想定されます。企業にとっては緑地割合が小さくなることによって緑地に係る維持管理経費の削減や工場の増設などの場合に土地を有効活用できることもあり、第4種区域としました。

○委員長（及川秀一） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（及川秀一） ほかに質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（及川秀一） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第57号 名取市東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（及川秀一） 起立全員であります。よって、議案第57号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第58号 名取市営住宅設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。菊地 忍委員。

○委員（菊地 忍） 「閑上西第1団地」という名称はどのように決定したのか。執行部内だけで決めたのか、閑上地区まちづくり協議会等の意見も踏まえた名称なのか、お伺いします。

○委員長（及川秀一） 答弁、復興まちづくり課長。

○復興まちづくり課長（相澤幸也） 閑上地区を全体として見たときに、この団地の場所は、県道塩釜亘理線の西側に位置しています。そのため、県道塩釜

亘理線の西側に建設する団地については、閑上西としています。なお、条例に基づく名称であるため、閑上地区まちづくり協議会に意見は伺っていません。

○委員長（及川秀一） 菊地委員。

○委員（菊地 忍） 公の名称としてはそのようになるのかもしれませんが、例えば、今後住む方々からの愛称を取り入れるような考えはあるのでしょうか。

○委員長（及川秀一） 答弁、復興まちづくり課長。

○復興まちづくり課長（相澤幸也） 今の段階では、どのような方法で行うかは決まっておりませんが、閑上の町の名称もあわせて広く意見をお聞きし、住民に親しまれるような団地の愛称を付けていきたいと思えます。

○委員長（及川秀一） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（及川秀一） ほかに質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（及川秀一） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第58号 名取市営住宅設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（及川秀一） 起立全員であります。よって、議案第58号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第72号 市道路線の廃止について及び議案第73号 市道路線の認定についてを一括議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。菊地 忍委員。

○委員（菊地 忍） 市道館山線について、遊歩道が整備され、市道認定から

外すと。工事後は改めて市道として認定するのか、もう市道ではなくなるのかどうか、お伺いします。

○委員長（及川秀一） 答弁、土木課長。

○土木課長（山田 隆） 遊歩道の工事を進め、工事完了後に市道認定は行いません。公共物としての管理となります。

○委員長（及川秀一） 菊地委員。

○委員（菊地 忍） そうなると、管理はどこ部署が行うのでしょうか。

○委員長（及川秀一） 答弁、生活経済部長。

○生活経済部長（熊谷克彦） 市道館山線を廃止した後は、自然観察路として商工観光課で使いたいと考えています。管理については、関係課とどのような管理体制が望ましいか検討していきたいと思えます。

○委員長（及川秀一） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（及川秀一） ほかに質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第72号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（及川秀一） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第72号 市道路線の廃止についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（及川秀一） 起立全員であります。よって、議案第72号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

これより議案第73号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（及川秀一） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第73号 市道路線の認定についてを採決いたします。  
本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（及川秀一） 起立全員であります。よって、議案第73号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、お諮りいたします。

議案第57号及び議案第58号、並びに議案第72号及び議案第73号に対する委員会審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（及川秀一） 御異議なしと認めます。よって、委員会審査報告書の作成については、委員長に一任することに決しました。

以上で付託議案の審査を終了いたします。

暫時、休憩をいたします。

午後1時8分 休憩

---

午後1時9分 再開

○委員長（及川秀一） 再開いたします。

次に、付議事件の（5）陳情第5号 農道高館16号線の拡幅改良整備に関する陳情及び（6）陳情第6号 今も将来も、生命にかかわる電磁波被曝から地域住民の健康と安全を守り、安心して暮らせる環境を次世代に継承するための「名取変電所・電磁波軽減対策」を求める陳情を一括議題といたします。

陳情2カ件に係る委員会調査報告の取りまとめにつきましては、本日の委員会で委員長案をお示しすることとしておりました。

お手元に委員会調査報告書案を配付しておきましたので、初めに、報告書案2カ件について書記をして説明をいたさせます。その後、委員各位より御意見を伺いたいと思います。

○書記（後藤法子） [資料により説明をなした]

○委員長（及川秀一） ただいま書記より説明をいたさせましたが、委員各位より御意見を伺いたいと思います。

休憩して進めてまいります。

暫時、休憩をいたします。

午後 1 時 1 9 分 休憩

---

\*休憩中の要旨

- ・委員長案のとおりとすることとした。
- 

午後 1 時 2 0 分 再開

○委員長（及川秀一） 再開いたします。

お諮りいたします。委員会調査報告については、休憩中の協議のとおりとしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（及川秀一） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、委員会調査報告書について、簡易な語句、数字、その他整理を要する事項については、委員長に御一任願いたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（及川秀一） 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

以上で、本日の付議事件は全て終了いたしました。

本日の委員会はこれにて散会いたします。

大変御苦労さまでございました。

午後 1 時 2 1 分 散会

平成 2 8 年 6 月 1 7 日

建設経済常任委員会

委員長 及 川 秀 一